

製品安全データシート

1. 製品等及び会社情報

1.1 製品の特定

製品名： ズームパワー PCVバルブクリーナー（軽自動車用）

製品分類： エンジンオイル添加剤

主な用途： 自動車用エンジンオイル補充添加剤

使用上の注意： 上記用途以外には使用しないこと。他の添加剤と併用しないこと。作業は換気の良い所ですること。開缶の際、手を切る恐れがあるので、十分注意して開けること。

1.2 会社情報

会社名： 株式会社ユーエスシー

住所： 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1

担当部門： 営業1部

電話番号： 042-351-0011

FAX番号： 042-351-0010

e-mail：

改定日： 2024年 5月20日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・ 引火性液体 | 区分2 |
| ・ 急性毒性（吸入） | 区分4 |
| ・ 皮膚腐食性・刺激性 | 区分2 |
| ・ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | 区分2 |
| ・ 生殖細胞変異原性 | 区分2 |
| ・ 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | 区分2（腎臓、肺）
区分3（気道刺激性、麻酔作用） |
| ・ 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | 区分1（神経系、肺、皮膚） |

※上に記述のないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」

GHSのラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 吸入すると有害
- 皮膚刺激
- 強い眼刺激
- 遺伝性疾患のおそれの疑い
- 腎臓、肺の障害のおそれ。
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 眠気又はめまいのおそれ
- 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、肺、皮膚の障害

注意書き

安全対策

- *使用前にラベルをよく読むこと。
- *全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- *上記用途以外には使用しないこと。
- *熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- *容器を密閉しておくこと。
- *容器を接地しアースをとること。
- *防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器/…】を使用すること。
- *火花を発生させない工具を使用すること。
- *静電気放電に対する措置を講ずること。
- *保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

- *火災の場合：消火するために水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔耐アルコール性泡消火剤〕を使用すること。
- *皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水【又はシャワー】で洗うこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- *眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受けること。
- *ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。
- *吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。気分が悪い時は、医師に連絡してください。
- *飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

保管及び廃棄方法

- *子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
- *容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度40℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。
- *容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。
- *内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物
含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
鉱油	8.3	非公開	非公開	168	非該当	非該当
潤滑油添加剤	5～8	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
石油ナフサ	5～6	64742-94-5	非公開	330	非該当	非該当
トリメチルベンゼン(石油ナフサに含有)	0.5	25551-13-7	3-7	非該当※1	非該当※2	非該当
ナフレン(石油ナフサに含有)	0.4	91-20-3	4-311	408	非該当※3	非該当
メチルエチルケトン	3.5	78-93-3	2-542	570	非該当	非該当

- 注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第57条の政令指定物質の政令番号
※1：含有量の関係で非該当
PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号
※2：含有量が1%未満のため非該当
※3：含有量が1%未満のため非該当
毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

4. 応急措置

- 眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。・眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受けること。
- 皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水【又はシャワー】で洗うこと。・気分が悪いときは医師に連絡すること。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。・気分が悪い時は、医師に連絡する。
- 飲み込んだ場合： 無理に吐き出させずに、直ちに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔耐アルコール性泡消火剤〕
- 消火方法： ・ 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
・ 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- ・ 風下の人を退避させる。
- ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

環境に対する注意事項

- ・ 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
- ・ 河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法

- ・ 少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・ 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。

注意事項

- ・ 指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
- ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

安全取扱い注意事項

- ・ 常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。

保管

適切な保管条件

- ・ 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

8. ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH (TLV-C)
石油ナフサ	未設定	未設定	未設定
メチルエチルケトン	200ppm	590 mg/m ³	200ppm
トリメチルベンゼン	未設定	未設定	TWA 25ppm
ナフレン	10ppm	未設定	TWA 10ppm
鉱油ミスト	未設定	3 mg/m ³	TWA 5 mg/m ³

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（令和6年4月1日施行）：メチルエチルケトン（皮膚吸収性有害物質）

- 設備対策：
- ・ ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
 - ・ 取扱い場所の周辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

- 保護具：
- 呼吸用保護具： 必要に応じて呼吸用保護具を着用する。
- 眼の保護具： 必要に応じて保護眼鏡を着用する。
- 保護手袋： 耐油性の保護手袋を着用する。
- 保護衣： 長期間取扱う場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外 観	： 褐色液体	臭 い	： 鉱物油及び溶剤臭
揮発性	： あり	引火点	： 19℃ (TCC)
爆発限界	： 上限%：有用な情報なし 下限%：有用な情報なし		
溶解度 水	： 難溶	密度 (15℃)	： 0.8743
流動点	： -20℃以下	動粘度 (40℃)	： 38.0mm ² /s

10. 安定性及び反応性

- 可燃性： 有り
- 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし
- 酸化性： なし
- 自己反応性・爆発性： なし
- 安定性： 安定
- 反応性： 強酸化剤との接触を避ける

11. 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性

鉱油

急性毒性： 経口ラット LD50>5000mg/kg (IUCLID (2000))、経皮ラット LD50>5000mg/kg (IUCLID (2000))、
吸入 (ミスト) ラット LC50 = 2.18 mg/L (IUCLID (2000))

皮膚に対して軽度の刺激性： ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告 (IUCLID (2000))

眼に対して軽度の刺激性： ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告 (IUCLID (2000))

生殖細胞変異原性： ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験] (体細胞 in vivo 変異原性試験) における異常細胞の増加 (IUCLID (2000)) に加え、職業暴露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された (IARC suppl.7 (1987)) こと、および生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がないことに基づき区分2とした。

発がん性： IARC (1987年) により未精製または軽度処理油1はグループ1、高度精製油ではグループ3に分類され、ACGIH (2006年) の提案もほぼ同様の分類と言える。産衛学会 (1977年) では未精製および半精製品として第1群に分類されている。以上より分類が確定している IARC の分類に従い、高度精製油に関しては区分外とした。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)： ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化 (詳細不明) が用量依存的 (1.51~5.05 mg/L) に見られたとの記述 (IUCLID (2000)) に基づき区分2 (肺) とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：長年にわたり鉱油、あるいはそのミストの暴露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され（ACGIH (2001)、IARC 33 (1984)、EHC 20 (1982))、また、疫学調査において切削油への職業暴露により重度の毛嚢炎の発症が報告されている（IARC 33 (1984)）ことに基づき区分1（肺、皮膚）とした。

誤えん有害性：ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすと報告（EHC 20 (1982)、IARC 33 (1984)、ICSC (2001)、ACGIH (2001)）に基づき区分1とした。

潤滑油添加剤

急性毒性： 経口ラット LD50>5000mg/kg、経皮ウサギ LD50>2000mg/kg、

皮膚に対する刺激性

眼を刺激することがある。

皮膚感作を起こすことがある。

石油系溶剤

急性毒性： 経口ラット LD50=2000mg/kg 以上、経皮ラット LD50=2000mg/kg 以上

眼に対する中程度の刺激性

動物において母体毒性がある投与量で、胎児毒性が生じる。出生率の低下はないと思われる

メチルエチルケトン

急性毒性： 経口ラット LD50=2483mg/kg (PATTY (4th, 1994))、経皮ウサギ LD50 >5000mg/kg (PATTY (4th, 1994))、

吸入ラット LC50 (4時間) 値=11,700ppm (EHC 143 (1992)、PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)、ATSDR (1992))

皮膚に対する刺激性：本物質をウサギの皮膚に適用した結果、軽度から中等度の刺激性ありとの報告や (SIDS (2011)、EHC 143 (1993)、DFGOT vol. 12 (1999))、軽度の刺激性ありとの報告がある (EHC 143 (1993)、DFGOT vol. 12 (1999)、PATTY (6th, 2012)、ATSDR (1992))。また、ヒトでは、ばく露による刺激性はみられなかったとの報告がある (PATTY (6th, 2012))。以上、ウサギの「中等度の刺激」に基づき区分2とした。

眼に対する刺激性：本物質をウサギの眼に適用した結果、重度の刺激性がみられたとの報告があり (SIDS (2011)、EHC 143 (1993)、DFGOT vol. 12 (1999))、角膜障害や強膜の出血、瞼の浮腫、化学火傷がみられたとの報告がある (EHC 143 (1993))。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：本物質は気道刺激性及び麻酔作用がある（環境省リスク評価第6巻 (2008)、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (1992))。ヒトにおいては、吸入ばく露で、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、運動失調、眼のかすみ、ふらつき、過呼吸、眩暈、嗜眠、中枢神経系抑制作用、代謝性アシドーシス、意識喪失、経口摂取では意識喪失の報告がある (PATTY (6th, 2012)、環境省リスク評価第6巻 (2008)、HSDB (Access on September 2014)、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (1992)、EHC 143 (1993)、IRIS TR (2003))。実験動物では、麻酔作用、ラットの経口投与 1,080 mg/kg で腎臓の軽度の腎尿細管壊死が認められている (ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (1992)、EHC 143 (1993)、PATTY (6th, 2012)、IRIS TR (2003)、HSDB (Access on September 2014))。ラットの腎臓への影響は区分2の範囲の用量で認められた。本物質は腎臓への影響、並びに気道刺激性、麻酔作用を有すると考えられる。以上より、区分2（腎臓）、区分3（気道刺激性、麻酔作用）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：ヒトで本物質の単独又は他の溶剤との複合反復ばく露により、中枢及び末梢神経系への有害性影響が生じる懸念は依然として持続していると考えられたため、区分1（神経系）に分類した。

1.2. 環境影響情報

分解性： 有用な情報なし

蓄積性： 有用な情報なし

魚毒性： 有用な情報なし

その他： 有用な情報なし

1.3. 廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

1.4. 輸送上の注意

陸上輸送：消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。

海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送：航空法に定めるところに従う。

混載禁止：第1類及び第6類の危険物及び高压ガス。

緊急時応急措置指針番号：128

国連番号：1993 その他の引火性液体

分類：3

容器等級：II

1.5. 適用法令

① 消防法： 危険物第4類第1石油類（非水溶性） 危険等級II

② 労働安全衛生法： 危険物 引火性の物

第57条 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

168 鉱油、570 メチルエチルケトン、408 ナフタレン

※メチルエチルケトンは有機則に該当するが、含有量が5%以下のため、非該当。

※ナフタレンは特化則に関して、含有量が少ないこと及び適用除外項目の「液体状のナフタレン等を常温

を超えない温度で取り扱う業務」にあたるため、**非該当**。
皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（令和6年4月1日施行）：メチルエチルケトン（皮膚吸収性有害物質）
※ナフタレンは皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質であるが、含有量が少ないため、**非該当**

- ③ 水質汚濁防止法： 油分排出規制（5mg/L許容濃度）
- ④ 海洋汚染防止法： 油分排出規制（原則禁止）
- ⑤ 下水道法： 鉱油類排出規制（5mg/L）
- ⑥ 船舶安全法
- ⑦ 航空法

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

16. その他の情報

16.1 引用文献

- ① 石油製品安全データシート作成の手引き 石油連盟（平成12年7月）
- ② オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版（日本オートケミカル工業会）
- ③ JACA（日本オートケミカル工業会）編集：化学物質管理データベース
- ④ 原料の製品安全データシート
- ⑤ 緊急時応急措置指針 [改訂第3版] 容器イエローカード（ラベル方式）への適用 日本規格協会
- ⑥ GHS分類結果データベース 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- ⑦ JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」

16.2 JISの有無

なし

16.3 記載内容の問い合わせ先

連絡先： 株式会社ユーエスシー
電話番号： 042-351-0011
FAX番号： 042-351-0010JIS

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販新潟

所在地：新潟県長岡市要町1丁目4-39

TEL:0258-35-3611